

事業者のみなさまへ

石綿（アスベスト） 使用建築物等における 解体等工事時の規制



埼玉県マスコット「コバトン」



建築物・工作物の
解体・改造又は
補修作業を行う場合には
細心の注意を!!



写真:「目で見えるアスベスト建材(国土交通省)」より

解体等工事を実施する際の

石綿含有建材の有無の事前調査

大気汚染防止法では、建築物等の解体前に石綿含有建材が使用されているか否かの事前調査を行うことが義務付けられています。



全ての建築物・一部の工作物では有資格者による調査が必要です！

解体等工事を行う全ての建築物・工作物において、事前に石綿含有建材の有無を調査(書面・目視調査等)する必要があります。また、全ての建築物・一部の工作物においては、有資格者による調査が必要です。

	事前調査の実施 (書面調査+目視) 事前調査結果の 発注者への報告	事前調査を行うために必要な資格		県(一部市)への 事前調査結果の 報告の必要性(※4)
		建築物石綿含有建材 調査者等	工作物石綿事前調査者 (※1)	
建築物	必要	必要	調査不可	一部必要(※3)
特定工作物 (1~5、7~11)	必要	調査不可	必要	一部必要(※3)
特定工作物 (6、12~17)	必要	いずれか必要		一部必要(※3)
特定工作物以外	必要	一部いずれか必要(※2)		不要

特定工作物

1:反応槽 2:加熱炉 3:ボイラー及び圧力容器 4:配管設備 5:焼却設備 6:煙突 7:貯蔵設備 8:発電設備 9:変電設備
10:配電設備 11:送電設備 12:トンネルの天井板 13:プラットホームの上部 14:遮音壁 15:軽量盛土保護パネル
16:鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 17:観光用エレベーターの昇降路の囲い

※1 令和8年1月1日以降に着工する工事から、一部工作物において工作物石綿事前調査者による調査が必要です。

※2 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を行う際に資格が必要になります。

※3 以下の場合には事前調査結果の報告が必要です。

●建築物の解体工事:床面積合計80㎡以上 ●建築物の改造・補修工事:請負代金合計100万円以上

●工作物の解体・改造・補修工事:請負代金合計100万円以上

※4 石綿の含有の有無に関わらず、一定規模以上の解体等工事においては、事前調査結果を県(一部市)に報告する必要があります。

原則、電子システム「石綿事前調査結果報告システム」で報告してください。

右の二次元コードから当該電子システムにアクセスできます。



石綿含有建材の事例 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(厚生労働省・環境省)

レベル	石綿含有建材等の種類	主な施工部位	種類の例
レベルⅠ	吹付け石綿	建築基準法に規定する耐火・準耐火建築物(3階建て以上の鉄骨構造の建築物等)などの鉄骨、はり、柱等	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール(乾式)、石綿含有吹付けロックウール(湿式)、石綿含有ひる石(バーミキュライト)吹付け材、石綿含有バーライト吹付け材
レベルⅡ	石綿含有保温材	ボイラー、タービン、化学プラント、焼却炉等の熱を発生する部分 熱を搬送するためのダクト、配管の直管部分、配管のエルボ部分	石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材 石綿含有バーライト保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材、石綿含有水練り保温材
	石綿含有耐火被覆材	耐火被覆材:鉄骨、鉄骨柱、梁、エレベーター周辺(耐火被覆、化粧)、配管の直管	石綿含有耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第2種
	石綿含有断熱材	断熱材:屋根用折板(結露防止・断熱)、煙突(断熱)	屋根用折板裏石綿断熱材、煙突用断熱材
レベルⅢ	石綿含有成形板等	内装材(壁、天井)、耐火間仕切り、床材、外装材(外壁、軒天)、屋根材、煙突材	石綿含有スレートボード、石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有ビニル床タイル、スレート波板、石綿含有セメント管
レベルⅢ相当	石綿含有仕上塗材	建築物の内外装の保護や意匠を目的とした表面仕上	石綿含有建築仕上塗材 ※以下は吹付け石綿(レベルⅠ)に該当します ・石綿含有ひる石(バーミキュライト)吹付け材 ・石綿含有バーライト吹付け材

建築物等の解体等工事時における各法令の届出等

関係法令	届出の種類	提出期限	提出先	除去する石綿含有建材のレベル		
				I	II	III ・III相当
大気汚染防止法	特定粉じん排出等 作業実施届出書	工事着手14日前	県(一部市)	必要	必要	不要
労働安全衛生法・ 石綿障害予防規則	建設工事計画届	工事着手14日前	労働基準監督署	必要	必要	不要
建設リサイクル法	届出書(※)	工事着手7日前	県(一部市)	必要	必要	必要

※一定規模以上の特定建設資材を使用した建築物等の解体等工事を実施する場合に、届出書の提出が必要です。

事前調査結果の掲示

大気汚染防止法18条の15第5項、石綿障害予防規則第3条関係

解体等工事の元請業者は、工事期間中、事前調査結果の記録を現場に据え置き、工事現場において公衆に見やすいように掲示(A3サイズ(29.7cm×42.0cm)以上)しなければなりません。

なお、石綿含有建材の使用の有無に関わらず、**全ての解体等工事**で**掲示**する必要があります。

事前調査結果の掲示様式例を県のホームページ上で公開しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/sekimen/ishiwata-kijji.html>



特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項関係

吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材を排出する解体等工事を請け負った事業者は、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

あわせて、廃棄物処理法施行細則に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更、廃止)報告書」を提出してください。

作業員の特別教育

労働安全衛生規則第36条、石綿障害予防規則第27条関係

事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業に従事する労働者に、以下の科目について教育を行わなくてはなりません。

- ① 石綿の有害性
- ② 石綿等の使用状況
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④ 保護具の使用状況
- ⑤ その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

石綿作業主任者の選任

石綿障害予防規則第19条、第20条関係

事業者は、石綿を取り扱う作業を行う場合、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければなりません。

事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければなりません。

- ①作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ②局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③保護具の使用状況を監視すること。

吹付け石綿・石綿含有保温材等(レベルⅠ・Ⅱ)の除去工事における注意事項

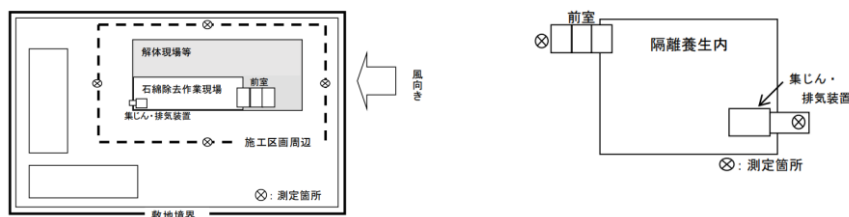
① 石綿濃度測定を実施してください

レベルⅠ・Ⅱの石綿除去工事を実施する場合には、敷地境界等で石綿濃度測定を実施してください。なお、測定方法については、最新の環境省「アスベストモニタリングマニュアル」を参照してください。

○測定時期：石綿除去作業前、作業中、作業後

○測定地点：敷地境界又は施工区画(4箇所) 作業実施中：排風機出口、前室入口付近

測定箇所イメージ図



出典：アスベストモニタリングマニュアル(第4、2版)(環境省)



測定の結果、総繊維数濃度が1本/L以上の場合には、速やかに県（一部市）に報告し、石綿繊維数濃度を測定してください。

測定の結果、石綿繊維数濃度が1本/L以上の場合には、除去工事の中断、原因究明、飛散防止措置を図ってください。

② 自己点検を実施してください

石綿除去工事時に周辺環境への石綿飛散防止を徹底していただくため、「隔離養生」「除去中」「除去後」の作業ごとに自己点検を実施してください。

自己点検表の例を県のホームページで公開していますので、参考にしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/sekimen/jigyoushamuke-jouhou.html>



自己点検表(Excel)



自己点検表記入例(PDF)

お問い合わせ先

① 石綿障害予防規則に関すること

埼玉労働局 労働基準部 健康安全課(TEL 048-600-6206)又は各労働基準監督署

② 大気汚染防止法に関すること

県環境部大気環境課(TEL 048-830-3058)又は各環境管理事務所、政令市・事務移譲市

事務所名	電話番号
中央環境管理事務所	048-822-5199
西部環境管理事務所	049-244-1250
東松山環境管理事務所	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	0494-23-1511
北部環境管理事務所	048-523-2800
越谷環境管理事務所	048-966-2311
東部環境管理事務所	0480-34-4011

市及び課名	電話番号
さいたま市 環境対策課	048-829-1330
川越市 環境対策課	049-224-5894
川口市 環境保全課	048-228-5389
所沢市 環境対策課	04-2998-9230
越谷市 環境政策課	048-963-9186
春日部市 環境政策課	048-736-1111(代)
熊谷市 環境政策課	048-536-1521(代)
上尾市 生活環境課	048-775-6940
草加市 環境課	048-922-1520
久喜市 環境課	0480-85-1111(代)

③ 建設リサイクル法に関すること

県国土整備部建設管理課
(TEL 048-830-5192)
各建築安全センター

④ 廃棄物処理法に関すること

県環境部産業廃棄物指導課
(TEL 048-830-3135)
又は各環境管理事務所・政令市・中核市

⑤ 石綿に関する健康相談に関すること

県保健医療部疾病対策課
(TEL 048-830-3599)
又は各保健所